

楽天コミュニケーションズ株式会社

FUSION IP-Phone(第2種音声通信サービス)利用規約

※IPデータ通信網サービス契約約款 抜粋

第2種音声通信サービスに係る契約

(第2種音声通信契約申込をすることができる者の条件)

第2種音声通信契約申込をすることができる者は、当社が別に定める電気通信事業者（第2種音声通信サービスに関して当社と契約を締結している者とします。）の提供する電気通信サービスの契約者とします。

(契約の単位)

当社は、1の第2種音声通信契約申込ごとに1の第2種音声通信契約を締結します。この場合において、第2種音声通信契約者は、1の第2種音声通信契約につき1人に限ります。

(第2種音声通信契約申込みの方法)

第2種音声通信契約の申込みをするときは、オンラインサインアップ（IPデータ通信網等を経由して、当社が定める契約事項等の契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に送信すること）により行っていただきます。

(第2種音声通信契約申込の承諾)

- 1 当社は、第2種音声通信契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末を使用すること、及び第2種音声通信契約申込をオンラインサインアップにより行う場合は音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いをクレジットカードによることを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種音声通信契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第2種音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) DSL回線又は光アクセス回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると当社が判断したとき。
 - (3) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、第41条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を掲載した契約申込書を提出したとき。
 - (6) その他IPデータ通信網サービスに関する他社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前項の規定により、その第2種音声通信契約の申込みを承諾しない場合は、あらか

じめその理由をお知らせします。

(音声通信番号)

- 1 当社は、1の契約者識別番号ごとに1の音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、第2種音声通信契約に係るDSL回線又は光アクセス回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前2項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号を廃止する場合には、あらかじめそのことを第2種音声通信契約者に通知します。

(料金及び工事に関する費用)

当社が提供する第2種音声通信サービスの料金は、使用料及び利用料とし、料金表（IPデータ通信網サービス契約約款を参照）に定めるところによります。

(利用停止)

当社は、契約者が当社が請求した料金その他の債務（他社接続回線に係わるものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、6か月以内で当社が定める期間（そのIPデータ通信網サービス料金その他の債務（この約款及び料金表の規定により、支払を要することとなったIPデータ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIPデータ通信網サービスの一部変更又は全部の利用を停止することがあります。

(その他の提供条件)

- 1 契約者識別番号の数の変更及び発信者番号通知に関する取扱いについては、第1種音声通信契約の場合に準ずるものとします。
- 2 利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第2種音声通信契約者が行う第2種音声通信契約の解除、当社が行う第2種音声通信契約の解除に関する取扱いについては、閉域通信網契約の場合に準ずるものとします。
- 3 前項に規定するほか、第2種音声通信契約に関するその他の提供条件については、IPデータ通信網契約約款に定めるところによります。
- 4 相続又は法人の合併により契約者の地位の継承があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 5 4の場合に、地位を継承した方が2人以上であるときは、そのうちの1人を当社に対する代

表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

- 6 当社は、5の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうち1人を代表者として取り扱います。
- 7 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

※第2種音声通信に関する契約約款全文（IPデータ通信網サービス契約約款）は、
<http://www.0038.net/serv/terms.html>にてご確認ください